

事務連絡
令和元年5月20日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立高等専門学校事務局
各国公立大学法人担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局教育課程課
初等中等教育局特別支援教育課
初等中等教育局健康教育・食育課
初等中等教育局参事官（高等学校担当）
高等教育局高等教育企画課

G20大阪サミット・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について

標記について、平成31年4月25日付け薬生薬審発0425第4号で厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知した旨の連絡がありました。

ついては、当該通知の趣旨を御理解いただき、学校薬剤師、各学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）において毒物劇物管理を任じられている者等の指導の下、適正な保管管理等に配慮していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人を通じてその設置する学校に対して、各国公立高等専門学校事務局、各国公立大学法人、文部科学大臣所轄各学校法人並びに大学を設置する各地方公共団体及び各学校設置会社においては、その設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）
FAX：03-6734-3794

薬生薬審発 0425 第 4 号

平成 31 年 4 月 25 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

(公 印 省 略)

G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について

標記については、今般、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知しましたので、御了知の程お願いするとともに、周知について御協力よろしく申し上げます。



薬生薬審発 0425 第 1 号

平成 31 年 4 月 25 日

各 { 都 道 府 県 }
{ 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部 (局) 長 殿
{ 特 別 区 }

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

毒物又は劇物の盗難、紛失防止については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切な毒物及び劇物の保管管理について注意喚起をしてきたところです。

今般、本年開催予定の G20 大阪サミット及び関連閣僚会議、来年開催予定の 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項のうち、特に注意すべき事項について、下記のとおりまとめました。

つきましては、貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、文部科学省高等教育局高等教育企画課長及び初等中等教育局健康教育・食育課長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号医薬品審査管理課長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

- 3 「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成 17 年 11 月 14 日付け薬食審査発第 1114001 号・薬食監麻発第 1114001 号医薬食品局審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（平成 31 年 1 月 10 日付け薬生総発 0110 第 1 号・薬生薬審発 0110 第 2 号・薬生監麻発 0110 第 5 号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）等の趣旨を踏まえ、毒物及び劇物取締法第 14 条及び第 15 条に基づく譲渡手続及び交付制限を遵守し、身分証明等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるか十分確認を行うとともに、毒物又は家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛や、使用目的が曖昧な者等への販売の差し控え、不審な動向が認められる場合の警察への通報等を徹底すること。